

社会福祉法人 大慈厚生事業会

運営規定

ユニット型指定短期入所生活介護〔ユニット型指定介護予防短期入所生活介護〕 (ユニット型短期入所生活介護大慈ショートステイさくら)

第1章 総 則

(目的)

第1条

- 1 この規定は、社会福祉法人大慈厚生事業会が設置運営するユニット型指定短期入所生活介護〔ユニット型指定介護予防短期入所生活介護〕大慈ショートステイさくら（以下「事業所」という）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。
- 2 この規定は、社会福祉法人大慈厚生事業会が設置運営するユニット型短期入所生活介護大慈ショートステイさくらの運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規定における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(事業の目的)

第2条

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供するものとする。

(基本方針)

第3条

時代の変遷にともない、福祉ニーズの変化を敏感に把握し、社会の人々のために、良質な福祉サービスを提供すると共に、いつでも・どこでも・だれもが必要なときに最善の福祉サービスを提供出来るように日々、研究・努力する。併せて、老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔・愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者の人権を尊重し、自立を目指して高齢者の精神的、肉体的な援助を行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大慈ショートステイさくら
- (2) 所在地 神戸市西区櫛谷町長谷83-6

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第5条

事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 1
- (2) ユニットごとの利用定員
ユニット 10 名

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第6条

1 施設に次の従業者を置く。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 管理者 | 1 名 |
| (2) 介護職員・看護職員 | 4 名以上 |
| (3) 機能訓練指導員 | 1 名 |
| (4) 医師 | 1 名 |
| (5) 栄養士 | 1 名 |
| (6) 調理員（業務委託） | 必要数 |

2 第1項に定めるものの他、必要がある場合は、定員を超えまたはその他の従業者を置くことが出来る。

(職務)

第7条

職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

施設の経営と全体運営を掌握し、職員を指揮監督します。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務の代行をする。

- ①施設の全体的管理及び施設利用者の処遇に関する全般的事項
- ②職員の指揮監督に関する事項
- ③収支予算・決算に関する事項
- ④会議に関する事項
- ⑤その他、係りに属さない事

(2) 介護職員

管理者の命を受けて、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

- ①利用者の介護に関する事項
- ②居室・廊下等の清潔・清掃に関する事項
- ③利用者の洗濯業務に関する事項
- ④リハビリテーション及び教養娯楽に関する事項
- ⑤利用者の看護に関する事項

看護職員

管理者の命を受けて、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

- ①利用者の保健衛生に関する事項
- ②医薬品の受払・保管・管理に関する事項
- ③利用者の専門的看護に関する事項
- ④診療介助に関する事項
- ⑤利用者の介護に関する事項

(3) 機能訓練指導員

施設長の命を受けて、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持し、その減退を防止するために必要な訓練及び指導に従事する。

- ①利用者の機能訓練に関する事項
- ②利用者の介護に関する事項
- ③利用者の教養娯楽に関する事項
- ④処遇計画の立案調整に関する事項

(4) 医師

施設内診療所において、入居者の診療及び施設の保健衛生の管理業務に従事する。

- ①利用者の診療に関する事項
- ②利用者の保健衛生に関する事項
- ③利用者の看護に関する事項
- ④利用者の介護に関する事項

(5) 栄養士

管理者の命を受けて、給食管理、利用者の栄養相談・指導に従事する。

- ①献立の作成並びに給食業務に関する事項
- ②給食材料の受け払い・保管・管理に関する事項
- ③利用者の介助に関する事項
- ④給食委託業者との連絡調整に関する事項

(6) 調理員

管理者の命を受けて栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

- ①給食業務に関する事項
- ②調理機器の維持管理に関する事項
- ③利用者の介助に関する事項

職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容及び費用負担 (基本原則)

第8条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
- 2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。
- 7 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 8 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 9 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(サービス計画の作成)

第9条

- 1 従業者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえて、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容及び留意事項等を記載した短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の原案を作成するものとする。
- 2 従業者は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の原案について利用者に対し説明し、同意を得るものとする。
- 3 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の作成にあたっては、既に居宅サービス〔介護予防〕計画が作成されている場合には、当該計画に沿って作成するものとする。

(介護)

第10条

介護は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 利用者の日常生活における家事を、利用者が心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- (2) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときには清拭）
- (3) 排泄の自立についての必要な支援
- (4) オムツ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- (5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(相談及び援助)

第11条

従業者は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事するとともに、必要なその他の援助を行うものとする。

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第12条

利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第13条

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(開始及び終了)

第14条

- 1 利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第15条

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第16条

通常の事業の実施地域など勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等を紹介する等な措置を速やかに講じることとする。

(受給資格等の確認)

第17条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を求められた場合は、その者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめることとする。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供するよう努め

る。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第 18 条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所と連絡を取り必要な援助を行う。
- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前には行われるように、居宅介護支援事業所と連絡を取り必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 19 条

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 20 条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明する。
- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供します。その他の法定代理受領サービスを行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 21 条

居宅サービス計画（介護予防ケア計画）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する。

(サービス提供の記録)

第 22 条

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した際には、提供日及

び内容、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケア計画）を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

（保険給付の償還請求のための証明書の交付）

第 23 条

法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（社会生活上の便宜の供与等）

第 24 条

管理者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

（食事）

第 25 条

食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- (1) 管理者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保するものとする。
- (2) 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- (3) 食事の提供は利用者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事がとれるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない利用者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
- (4) 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとする。
- (5) 調理業務に従事する職員にあっては、特に身の清潔に留意するとともに月 1 回以上の検便を受けなければならない。
- (6) 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

（機能訓練）

第 26 条

機能訓練指導員は利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むことに必

要な機能を維持・回復、又はその減退を防止するための助言を行う。

(健康管理)

第27条

- 1 管理者は常に利用者の健康に留意し、必要に応じかかりつけ医師に連絡するとともに、急を要する場合は適切な処置を講じ、その記録を整備しておくものとする。
- 2 利用者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力病院等に引き継ぐものとする。

(送迎)

第28条

利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行うものとする。

(利用料及び費用等)

第29条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、保険より支払われる額を差し引いたものとする。
 - 2 前項のほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（朝食：365円、昼食：540円、夕食：540円）
 - (2) 居住に要する費用（2,700円/1日）
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合の交通費
 - ① 5キロ未満 1,000円
 - ② 5キロ以上10キロ未満 2,000円
 - ③ 10キロ以上15キロ未満 3,000円
 - ④ 15キロ以上以後5キロ毎 1,000円加算
- 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 3 前項に規定する第一号及び第二項の費用について、介護保険法施行規則〔第83条の6〕〔第97条の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第一項及び第二項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

- 4 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供開始に際し、あらかじめ、利用者及び家族等に対し、その内容及び費用を記載した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文章によるものとする。
- 6 第2項に規定するサービスの提供に係る会計及び第9条から第16条までに規定する。施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
- 7 管理者は、利用者が負担すべきサービス利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ利用者へ交付するものとする。また、「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第30条

＜通常の送迎の実施地域＞

神戸市西区・垂水区・須磨区、明石市相生町・明石公園・朝霧北町・朝霧台・朝霧町・朝霧東町・朝霧南町・朝霧山手町・旭が丘・上ノ丸・王子・大明石町・大蔵海岸通・大蔵谷奥・大蔵町・大蔵天神町・大蔵中町・大蔵八幡町・大蔵本町・鍛冶屋町・川崎町・貴崎・北朝霧丘・北王子町・小久保・茶園場町・桜町・材木町・新明町・硯町・大観町・太寺・太寺大野町・太寺天王町・鷹匠町・立石・田町・樽屋町・大道町・天文町・中朝霧丘・中崎・西明石北町・西明石町・西明石西町・西明石東町・西明石南町・西朝霧丘・西新町・荷山町・野々上・花園町・林・林崎町・東朝霧丘・東仲野町・東野町・東人丸町・東藤江・東山町・人丸町・日富美町・藤江・船上町・別所町・本町・松江・松が丘・松が丘北町・松の内・岬町・港町・南王子町・南貴崎町・宮の上・明南町・山下町・和坂・和坂稻荷町

(利用者に関する市町村への通知)

第31条

管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

第32条

- 1 サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。
 - (1) サービス提供に関する記録
 - イ サービス計画書
 - ロ サービスの提供の状況及び利用者の事業所での生活の経過に係る記録
 - (2) 第18条に規定する市町村への通知にかかわる記録
- 2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

(衛生管理)

第33条

- 1 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(従業者の質の確保)

第34条

- 1 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護・開示等)

第35条

- 1 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規程に基づいて行うこととする。
- 6 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。
- 7 施設は、介護に関する個人情報開示の規程を公表する。

(身体拘束の制限)

第36条

- 1 従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び定期的に実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第37条

- 1 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第38条

施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

（褥瘡対策）

第39条

管理者は、利用者等に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第5章 サービス利用にあたって利用者が留意すべき事項

（禁止行為）

第40条

- 1 利用者又はその身元引受人（家族）は事業所内で以下のような行為をしてはならない。ハラスメント等に該当し、サービス提供の中止または契約解除の場合がある。
- 2 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 3 指定された場所以外で火器を用い、又は自炊すること。
- 4 けんか、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけること。
- 5 施設の職員又は他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動をおこなうこと。
- 6 施設の職員又は他の利用者に対して行うハラスメント（たたく・つねる、蹴る、手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、つばを吐く、理不尽なサービスの要求）などの迷惑行為。
- 7 施設の職員又は他の利用者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑行為。

- 8 施設の職員又は他の利用者に対して行う悪質クレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為。
- 9 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

（損害賠償）

第41条

利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 緊急時の対応

（緊急時における対応方法）

第42条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第43条

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

る。

- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第44条

- 1 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第45条

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、新規採用時及び必要な研修・訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

第46条

施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 利用者の病状が急変した場合等において、主治の医師、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第8章 その他事業所の運営に関する重要事項

(サービスの評価)

第47条

管理者は、自らの事業所が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第48条

- 1 管理者は、サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。
- 2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

第9章 雑 則

(重要事項の掲示)

第49条

- 1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第50条

施設は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益供与を行わない。

(地域との連携)

第51条

施設は、運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努める。

(会計区分)

第 52 条

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 53 条

- 1 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 54 条

この規程に定めないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

(その他)

第 55 条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は平成 30 年 10 月 1 日から施行適用する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行適用する。